

議案第 8 1 号

亀山市都市公園条例の一部改正について

亀山市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市公園条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市公園条例の一部を改正する条例

亀山市都市公園条例（平成17年亀山市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第20条を第24条とする。

第19条第1号中「第2条第1項又は第3項（第14条）」を「第6条第1項又は第3項（第19条）」に改め、同条第2号中「第4条（第14条）」を「第8条（第19条）」に改め、同条第3号中「第10条第1項又は第2項（第14条）」を「第14条第1項又は第2項（第19条）」に改め、同条を第23条とする。

第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条を第20条とする。

第15条中「第2条から第5条まで及び第7条」を「第6条から第9条まで及び第11条」に改め、同条を第19条とする。

第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条第1項及び第3項中「第2条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第5条から第10条までを4条ずつ繰り下げる。

第4条中「第2条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（住民1人当たりの敷地面積の標準）

第2条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準を次のとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築

物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第1号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、同項第2号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定める基準とするものとする。

別表第1中「第6条関係」を「第10条関係」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。